

## 事業復興型雇用創出助成金の実績支給額確定について

平成28年度分の助成金については、提出いただく実績報告書（提出期限：平成29年4月7日（必着））により、平成28年度の雇用実績を確認し、支給額を確定（その後に請求書により助成金を支給）します。

雇用実績の確認の結果、助成金額を減額することがありますが、主に以下のような場合に減額となりますので、あらかじめお知らせします。

なお、あらかじめ変更申請手続きを行っていない場合にも減額となることがありますので御注意ください。

### 1 助成対象労働者が離職した場合

在職日までの実績に応じて、日割り計算で助成金を支給します。

### 2 労働条件の変更で労働時間の区分が変更になった場合

フルタイムの者がパートタイムとなった場合、労働条件の変更日に応じて、日割り計算で助成金を支給します。

なお、パートタイムの者がフルタイムとなった場合は、助成金額の変更は行いません。

### 3 実際の労働時間が認定所定労働時間と比較して少ない場合

様式第8号助成対象労働者一覧に記載している時間と認定所定労働時間（※）とが異なる場合、県が括弧内に認定所定労働時間を記載します。認定所定労働時間で審査を行います。

#### (1) フルタイムの者

対象期間の認定所定労働時間（※）に対して実績労働時間が8割未満の場合、その年度はパートタイムの額で助成金を支給します。

#### (2) フルタイムの者・パートタイムの者共通

対象期間の実績労働時間が週あたり20時間未満かつ認定所定労働時間（※）に対して実績労働時間が8割未満の場合、当該労働者は助成対象外とし、平成28年度分の助成金は支給しません。

※認定所定労働時間とは、県が認定通知と併せて送付している様式第8号助成対象労働者一覧の「⑦週当たり所定労働時間」に記載されている時間をいいます。

上記は主な例であり、これ以外の場合にも助成金額に変更が生じることがあります。

#### <助成金支給までの流れ>

- 1 事業所：平成29年4月7日までに、県に実績報告書を提出
- ↓
- 2 県：実績支給額を確定し、事業所へ「年度実績支給額決定通知書」を送付
- ↓
- 3 事業所：「年度実績支給額決定通知書」の記載内容を確認し、県に請求書を提出
- ↓
- 4 県：口座振込みにより助成金を支給

請求がない場合、助成金をお支払いできません